

令和6年校則改訂について

① 校則の目的とは

学校教育目標『夢への挑戦』の実現に向けて、筑邦西中学校生徒としての自覚をもち、学校生活における自らの身だしなみや生活の仕方を普段から意識することで、将来の社会生活における他者との関わりや、TP0に応じた振る舞いを身につけるために必要な役割がある。

② 校則を見直す際の視点

- 生まれ持った性質に対して、許可を必要とするような規定になっていないか。
- 男女の区別等、多様性を尊重できていない規定になっていないか。
- 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定になっていないか。
- 合理的な説明ができない内容や人によって恣意的に解釈されるような曖昧な規定になっていないか。

③ 今回の校則改定のテーマ

頭髪に関する校則の見直し

④ 校則改定内容

○髪型について

- ・肩より長い場合は、個人の判断で結ぶ。ただし、式典、集会、掃除、給食、部活動（文化部は必要に応じて）、授業で安全上必要な時は結ぶ。編み込みやヘアアレンジは禁止とする。
- ・特異な髪型は禁止とするが、身だしなみを整える程度のツープロック（短髪）やフェードなどは許可する。※ツープロック、フェードに関しては写真で良いものを周知する。
- ・縮毛矯正については、認めることとする。

○眉毛について

- ・剃ってはいけないが、眉間のみ整えて良い。

○ヘアゴム・ヘアピンについて

- ・ヘアゴムは装飾品なし、無地、幅1cm以下、単色のものとする。シュシュは禁止とする。
- ・ヘアピンは髪と同系色の色で装飾品なし、無地のものとする。バレッタ等は禁止。

○整髪料

- ・原則は禁止とするが、自然な髪型を維持するための無香料の整髪料の使用は許可する。
肩より長い場合、刈り上げ部分が見えるように髪を結ぶことは筑邦西中学校では禁止とする。